

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六十六号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「企業誘致推進監を」の下に「、雇用労働課に特区調整監を」を加え、同条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 特区調整監は、上司の命を受けて、ハローワーク特区の総合調整に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十四年九月一日から施行する。